

雪国太陽光設置モデル創出事業補助金の概要

【目的】

雪国（積雪の多い地域）における太陽光発電設備の設置モデルを創出することにより、雪国における太陽光発電設備の設置を促進する

【補助要件等】

（１）補助対象者

長野県内に主たる事業所を置く事業者

（２）補助対象地域

垂直積雪量２メートル以上の地域

（３）補助事業

新築住宅又は既存住宅の次の①～③の場所に太陽光発電設備を設置する事業

①壁面、②屋根、③住宅の敷地

（４）補助対象設備

設置する太陽電池アレイのアレイ面の傾斜角度が60度以上かつ下端の高さが垂直積雪量よりも高い位置になるように設置する太陽光発電設備

※ガイドブックの「雪国太陽光設置の重要ポイント」に配慮

（５）補助金交付の条件

①補助金相当額を工事代金に充当すること

②１年間の発電電力量等のデータを提供すること

③見学会の開催に努めること

④新築住宅の場合は、１年以内に居住を開始するものであること

（６）その他

・国、市町村の補助金との併用可（※国・市町村の規程で併用不可の場合を除く。）

・県の他の補助金、共同購入（グループパワーチョイス）との併用不可



雪国太陽光設置モデル創出事業補助金の概要

【補助額】

10万円／kW（上限50万円／件）

【令和7年度予算】

5,000千円（50万円×10件を想定）

【補助要件等の補足】

垂直積雪量2メートル以上

建築基準法に基づく垂直積雪量が2メートル以上の地域を対象とします。

主に、北アルプス、長野、北信地域の一部又は松本市奈川地区の一部が対象となりますが、詳しくは、県ホームページ（建設部建築住宅課が記載する「構造計算における各基準値について」のページ）をご確認ください。

なお、北アルプス及び北信地域は、各管轄の建設事務所が別途垂直積雪量を定めています。

また、長野市、松本市及び上田市は、それぞれの建築担当課にご確認ください。

雪国の積雪荷重に対応するための3つの方式（イメージ）

共通：60度以上の傾斜で設置すること
架台の下端が垂直積雪量より高いこと

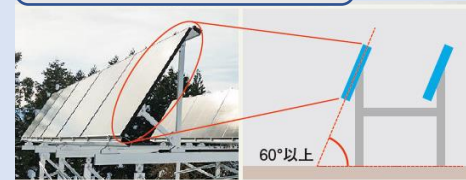
①壁面設置垂直設置



②急斜度屋根設置



③急斜度野立て設置



※その他、令和6年度に県北信地域振興局が作成した「雪国・住宅太陽光発電ガイドブック」を参考にしてください。